

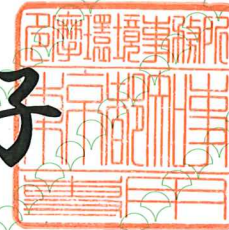
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都東村山市廻田町一丁目2番17号

氏名 千葉企業株式会社  
代表取締役 千葉 久典第14条第6項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
第14条の2第1項  
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年12月 1日

許可の有効年月日 令和 7年11月30日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおりに）

破 碎	： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	(以上7種類)
圧 縮 梱 包	： 廃プラスチック類	(以上1種類)
圧 縮	： 金属くず	(以上1種類)
圧 縮 固 化	： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	(以上4種類)
溶 融	： 廃プラスチック類	(以上1種類)
溶 融 固 化	： 廃プラスチック類	(以上1種類)

## 2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都東村山市廻田町一丁目2番17号

## 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として5時から19時までとし、処理施設の稼働時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 27年 12月 1日	新規許可	
令和 2年 12月 1日	更新許可	第1回
令和 5年 3月 22日	変更許可	処分の方法の追加（圧縮固化、溶融固化） 種類の追加（破碎：廃プラスチック類ほか5種類）

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)





(裏面)

## 2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都東村山市廻田町一丁目2番17号

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずを除く。)	8.85t/日	—	平成27年5月25日	—	—
破砕	廃プラスチック類	4.77t/日	9.72t/日	令和5年1月20日	—	—
	紙くず	6.38t/日				
	木くず	4.89t/日				
	繊維くず	0.90t/日				
	ゴムくず	5.39t/日				
	金属くず	7.20t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずを除く。)	6.49t/日				
圧縮梱包	廃プラスチック類	2.30t/日	—	平成27年5月25日	—	—
圧縮	金属くず	1.62t/日	—	平成27年5月25日	—	—
圧縮固化	廃プラスチック類	4.48t/日	5.93t/日	令和5年1月20日	—	—
	紙くず	—				
	木くず	3.30t/日				
	繊維くず	3.15t/日				
溶融	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)	0.37t/日	—	平成27年5月25日	—	—
溶融固化	廃プラスチック類(軟質プラスチック類に限る。)	0.89t/日	—	令和5年1月20日	—	—

(以下余白)